

事務事業マネジメントシート(平成26年度実績と平成27年度計画)

平成28年 2月29日更新

事務事業名		生活保護給付事業・生活保護扶助事業（生活保護支給事業・生活保護しせと点検事業・生活保護支給認定事業・生活扶助費支給事業）					☐ マニフェスト関連 ☒ 全庁横断課題関連 ☐ 集中改革プラン関連				
総合計画体系	政策	4 みんな元気で笑顔あふれるまちづくり					所属部	健康福祉部	課長名	後藤 圭子	
	施策	18 社会福祉の推進					所属課	福祉課	担当者名	高野和子・中村亮・菊永陽・山口直美・佐藤	
	基本事業	54 生活保護世帯への支援					所属班	社会福祉班	(内線)	2126、2127、2128	
予算科目		会計一般	款3	項3	目1	事業連番10549 他	法令根拠	生活保護法			
終了、開始年度		☐ 26年度で終了 ☐ 26年度から開始					事業期間	☐ 単年度のみ ☒ 単年度繰返（開始年度 18 年度） ☐ 期間限定複数年度（ ～ 年度）			
							成果優先度評価結果：① コスト削減優先度評価結果：⑫				

★事務事業の概要（具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述）

【事業の内容】	・生活困窮世帯に対する最低生活保障及び自立助長・支援。生活保護法および厚生労働省の告示・通知に基づき、国の法定受託事務として執行する。合併で市制施行に伴い市での受託事務となった。昭和25年に現行の生活保護法が制定されて以来、国の法定受託事務として施行されている。合志市は合併し市制施行に伴い施行。 ・近年は、経済情勢・雇用環境を反映して若年者や精神疾患患者の生活保護申請・受給が目立っている。 ・国の法定受託事務であり、100%国が負担すべきものであるが、現在25%が市の負担となっている。国側からその負担率の引き上げを国が提案し、地方自治体から反発があった。 ・国の方針としては、扶助費の加算分について段階的廃止を行ってきたが、平成21年度より、母子加算の復活がなされた。 ・平成25年度8月に生活保護基準等の見直しが行なわれ、生活扶助額が引き下げられることになったが、生活保護法の改正や生活困窮者自立支援法の制定など大きな制度改正が行なわれる予定である。
【業務の流れ】	相談→申請→調査→嘱託医協議→ケース診断会議→決定→保護開始→生活保護費給付（毎月1日）保護世帯訪問、医療券交付、病状調査・扶養義務者調査・資産調査、就労支援、レセプト点検、月4回の嘱託医協議、国・県への報告 事務嘱託医協議→平成22年度から事務事業の統合を図った。
【主な予算費目】	扶助費・報酬・旅費・需用費・役務費・委託料
【意見や要望】	・年金が下がり各種負担が重くなっている。昨今、生活保護に頼りたいという相談が月に8～9件あっている。また、受給者からは「支給額が少ない」「自動車の保有・運転を認めて欲しい」との要望があっている。 ・申請権の侵害がないように県からの指導がなされている。 ・平成20年度からの不況に伴い、相談件数、申請数とも増加し続けていたが、平成24年度後半からの雇用情勢の好転などにより稼働年齢層（18歳～64歳）の含まれた世帯からの申請が一旦減少した。しかし再び増加し始め、全体としては微増傾向。 ・平成26年末で保護世帯は 世帯、人員 人である。これは合併時の2.5倍を超えており、ケースワーカーの負担が増加している。

1 現状把握の部（DO、PLAN）

(1) 事務事業の目的と指標		新規・拡充区分	
① 手段(主な活動) 26年度実績(26年度に行った主な活動) (DO)		27年度計画(次年度に計画している主な活動) (PLAN)	
資産・能力その他あらゆるものを活用しても最低生活が維持できない世帯に対し、最低生活を保障し、併せて自立についての助長を行った。		平成26年度同様。法定期間内に決定は行なっているが、更に申請から決定までの期間の短縮に努める。	
① 活動指標(事務事業の活動量を表す指標)	(単位)	予算の主な増減の理由	
→ ア 生活保護の相談・申請件数	件	生活保護申請数の動向及び生活保護世帯数の動向を推計。平成25～26年度の実績を基に雇用情勢や景気の状態により算定。	
イ 被保護者への訪問活動件数	件	委託料（番号制度導入システム改修委託費）の増。	
② 対象(誰、何を対象にしているのか) ＊人や自然資源等	(単位)	② 対象指標(対象の大きさを表す指標)	
合志市内に住所・居所を定める生活困窮世帯。		→ ア 平均対象世帯数	世帯
		イ 保護費の執行状況	千円
③ 意図(この事業によって、対象をどう変えるのか)	(単位)	③ 成果指標(意図の達成度を表す指標)	
生活保護費の給付により最低生活を保障し、併せて就労支援、病気療養支援等のケースワークにより被保護世帯の自立を助長する。		→ ア 就労・増収・転職等につながった保護世帯数	世帯
		イ 廃止・停止になった保護世帯数	世帯
＊③成果指標設定の理由と27年度目標値設定の根拠			総トータルコスト 全体計画 ～ 年度
平成24年度末で有効求人倍率が0.9程度であるので実績を勘案して設定。例年転出、死亡、年金担保完了等で保護廃止・停止となっている実績から勘案して設定。			0

(2) 各指標・総事業費 の推移			単位	24年度 実績(決算)	25年度 実績(決算)	26年度 目標(当初予算)	26年度 実績(決算)	27年度 目標(当初予算)	28年度 予定	29年度 見込	30年度 見込
① 活動指標	ア	件	140	137	145	137	150	155	160	165	
	イ	件	1,308	1,678	1,200	1,026	1,200	1,200	1,200	1,200	
② 対象指標	ア	世帯	169	175	170	180	180	180	180	180	
	イ	千円	349,139	398,472	400,000	385,001	400,000	400,000	400,000	400,000	
③ 成果指標	ア	世帯	9	8	3	6	3	3	3	3	
	イ	世帯	30	28	25	33	25	25	25	25	
投資 入費 量	事業 費 内 訳	国庫支出金	千円	294,003	287,298	289,066	296,485	304,480	320,000		
		都道府県支出金	千円	15,153	14,354	10,000	14,102	10,000	10,000		
		地方債	千円								
		その他	千円			2,000		2,000	2,000		
		繰入金	千円								
		一般財源	千円	62,148	139,365	89,536	81,874	101,913	100,000		
	(A) 事業費計	千円	371,304	441,017	390,602	392,461	418,393	432,000	0	0	
		(A)のうち指定経費	千円	352,701	402,133	388,437	388,709	408,885	0	0	0
		(A)のうち時間外、特勤	千円	1,746	1,839	1,546	1,892	1,714	0	0	0
	人件 費	正規職員従事人数	人	0	0	6	7	6	0	0	0
		延べ業務時間	時間	0	0	6,500	9,860	6,500	0	0	0
		(B)人件費計	千円	0	0	25,896	39,282	25,896	0	0	0
トータルコスト(A)+(B)			千円	371,304	441,017	416,498	431,743	444,289	432,000	0	0

事務事業名	生活保護給付事業・生活保護扶助事業（生活保護支給事業・生活保護シブ）・給付事業・生活保護支給決定事業・生活扶助費支給事業	所属部	健康福祉部	所属課	福祉課
-------	--	-----	-------	-----	-----

2 評価の部（SEE）

*原則は26年度的事後評価、ただし複数年度事業は26年度実績を踏まえての途中評価

目標達成度評価	①26年度目標達成度評価	☒ 達成した ☐ 達成しなかった ⇒【理由】
	事務事業の当年度実績は当年度目標値を達成したか、未達成の場合その原因は？	
有効性評価	②27年度目標達成見込み	☒ 目標達成見込みあり⇒【理由】 ☐ 目標達成は厳しい⇒【理由と対策】
	事務事業の次年度目標値に対して次年度の見込みはついているのか？	就労支援員導入により就労の取り組みを強化、継続して行くことにより自立に結びつくようになってきた。申請から決定までの期間の短縮は福祉事務所の経験値により短縮が図られてくると思われるので、9年目となり経験値も上がってきているので短縮が図られていく。
効率性評価	③成果の向上余地	☒ 向上余地がある ⇒【理由】 ☐ 向上余地がない ⇒【理由】
	次年度以降にこの事務事業の成果を向上させる余地はあるか？成果が頭打ちになってないか？	就労支援員導入によりハローワーク同行等の就労に向けての取組みを強化して行っており、向上が期待される。
公平性評価	④類似事業との統廃合・連携の可能性	☒ 他に手段がある⇒（具体的な手段、事務事業） ☐ 他に手段がない ⇒【理由】
	目的を達成するには、この事務事業以外他に方法はないか？類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？	☐ 統廃合・連携ができる ⇒【理由】 ☒ 統廃合・連携ができない ⇒【理由】 他法・他施策を活用し優先適用することとなっており、最終手段としての生活保護給付であるので、他に類似する事業はない。
役割分担評価	⑤事業費の削減余地	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☒ 削減余地がない ⇒【理由】
	成果を下げずに事業費を削減できないか？（仕様や工法の適正化、住民の協力など）	国の法定受託事務であり、専門性、個人情報の保護等の観点から削減の余地はない。健康指導及び就労指導を行っている。
公平性評価	⑥人件費（延べ業務時間）の削減余地	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☒ 削減余地がない ⇒【理由】
	やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？成果を下げずに正職員以外の職員や委託でできないか？（アウトソーシングなど）	生活保護業務については収入・資産、健康状態、家族関係など個人情報に関わる内容が多こともあり委託等はできない。ただし、時間外勤務については減らす努力を要するが、申請数の急増に伴い時間外での対応でしか行えない場合もある。
公平性評価	⑦受益機会・費用負担の適正化余地	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 公平・公正である ⇒【理由】
	事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	市民の最低生活保障を図るためであり、市民だれもが申請可能であるので公平・公正である。また、生活保護開始決定については国の基準によりケース診断会議にて行っており、公平・公正である。
役割分担評価	⑧行政の役割分担の適正化	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 役割分担は適正である ⇒【理由】
	事業事務のやり方や手段においてこれまでの行政、市が行ってきた範囲を住民や地域・団体に移行できないか？	国の法定受託事務であり、専門性、個人情報の保護等の観点から余地はない。

3 評価結果の総括（SEE） ※事務事業全体の振り返り、成果及び反省点等を記入

平成20年度後半より相談・申請が急増している。24年度後半からようやく雇用情勢が好転しつつあり、申請数は微増傾向で推移している。保護申請の際に十分な調査を行い、公平公正な決定に今後も努めて行く。被保護者世帯が175世帯に達し、GWの担当世帯が平均約60世帯になった。処遇困難ケースの件数は地区によって偏りがある。査察指導員・ケースワーカーのスキル向上はもちろん、ケースワーカーの人数増加も検討課題である。
--

4 今後の方向性（事務事業担当課案）（PLAN）

(1) 今後の事業の方向性（改革改善案）・・・複数選択可					(2) 改革・改善による期待成果 (廃止・休止の場合は記入不要)						
☐廃止 ☐休止 ☐目的再設定 ☐事業統廃合・連携 ☐事業のやり方改善（有効性改善） ☐事業のやり方改善（効率性改善） ☐事業のやり方改善（公平性改善） ☐現状維持（従来通りで特に改革改善をしない）									コスト		
									削減	維持	増加
					成果	向上					
						維持					
						低下					
(3) 改革、改善を実現する上で解決すべき課題（壁）とその解決策											